

(経過措置)

2 この省令の施行の日において、公社總裁が保管する一般会計に帰属する印紙は、財務大臣が公

社總裁に交付した委託に係る印紙とみなす。

3 公社總裁は、前項の規定により、財務大臣が公社總裁に交付した委託に係る印紙とみなされた印紙の種類及び数量について、平成十五年五月三十一日までに財務大臣に報告しなければならない。

附 則 (平成一七年三月三一日総務省令第六三号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二六日総務省令第一一三号)
(施行期日) 抄

第一条 この省令は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一〇日総務省令第一一七号)
(施行期日) 抄

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行の日（平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年九月二十五日総務省令第七三号)

この省令は、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則 (令和元年九月三〇日総務省令第四七号)
(施行期日) 抄

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第五条第一項第一号の規定は、施行日以後に売りさばいた印紙について適用し、施行日前に売りさばいた印紙については、なお従前の例による。